

のように説明されるのであろうか。外宮祠官檜垣常和は『豊受大神宮諸祭由緒記上』の六月祭礼(月次祭)において「凡ソ禰宜祭礼毎ニ太玉申ヲ執ル濫觴ハ天村雲命ニ從ヒ起レリ。類聚神祇本源ニ謂ル、天村雲命(度會上祖神)ハ賢倉(サカキ)ノ捧ゲ(中略)禰宜ハ賢木ヲ持チ祭祀ヲ儼カニス。是皆神代古風行ヒ来ル礼奠ナリ。本紀曰ク、天村雲命、太玉申ヲ取り仕奉ル。凡ソ天村雲命ハ禰宜ノ祖神ナリ。故ニ其ノ遺法ニ因テ今玉申ヲ執ルナリ」(『大神宮叢書』所収の漢文を書き下し文に改めた)と述べる。玉申の意味については何も言及しないが、ひたすら度会氏の祖先神である天村雲命の遺法であると説く。

明治移行、別々の行事になった祝詞奏上と玉申奉奠は、それ以前、神宮の祭祀では、同時平行して行われた一体の行事であった可能性を、古代の祝詞と祭祀奉仕者の言葉で示した。さらなる研究には玉申の忘れられた意味を再発見しなければならぬ。具体的には「隠れる」という行為の目的や、依代としての玉申の働きを民俗学・神話学の知見をふまえて検討するのが今後の課題である。

近代の御師制度廃止と伊勢信仰について

八幡 崇経

伊勢神宮における近代化の中で、伊勢信仰を全国に広めた御師の活動がどのように変化してきたかということ、近世近代にわたる御師史料によってみていくことで、伊勢信仰の変化と御師活動の実態を検証しようとするものである。

伊勢神宮は、明治四年の改革により、旧来の御師制度は廃止

となり、御師が私邸で行ってきた、祈禱や神札の配布などが禁止された。このことにより全国各地の伊勢信仰と伊勢神宮をつなぐ核となっていたものが廃絶することとなった。一方で明治政府は、国民の神宮崇敬心を新国家建設の精神的基盤の一つとするとともに、御師が従来配付してきた神札とは別に「神宮大麻」として、あらたな意義を付与して全国に頒布することとした。さらに明治四年の神宮改革以後、大教宣布により神宮崇敬の念を高めようと、神宮教院を中心に布教が行われ、その一環として神宮大麻の頒布も行われ、当初地方の役所を通じて頒布を行おうとしたが、同一一年、内務省により「大麻頒布は自今地方官の關係に不及受不受は人民の自由とする旨府県に通達」により、地方庁委託を止め、各地神宮教院及神道事務局教導職・神職等に託して頒布するようにし、同一三年には、大麻頒布取扱方を各府県下の神宮教院の教会に委託した。

同一五年には、神官の教導職兼補を廃したことにともない、神宮教院を神宮司庁より分離して、大麻の頒布を神宮教院に委託した。神宮教院は独立して、教派神道の一つの神宮教として宗教の扱いとなり、翌三〇年には解散し神宮奉斎会となった。神宮大麻の頒布事業は、当初の理念から、近代的な信教の自由の制限の中で、以後この神宮奉斎会が神宮大麻の頒布をおこなうこととなったが、同三三年に神宮司庁においては大麻製曆祈禱の三課を分離して、神宮大麻だけでなく社頭での報賽を含めた組織として神部署官制が公布され、さらに同四五年に神宮神部署支署が全国に二十八ヶ所とした。これにより神宮神部署による全国頒布の体勢が整うこととなったが、各支署は神宮奉賛

会地区本部と実質的に一体で、依然として奉賛会が頒布に関与していた。大正一三年には神部署支署を二八から一四に縮小。同一五年、全国神職会が設立され、昭和二年より全国頒布を担うようになり、昭和一六年には、大日本神祇会と改称され、昭和二〇年まで続けられた。

このような近代における神宮制度の改革のなかで、御師制度は廃止されながらも、旧檀家との関係を持ち続けた家があった。元神宮の大物忌父で権禰宜であった御師岩井田家である。岩井田家は、明治に入ってから神宮神職として同二八年まで勤めたが、その間も旧檀家との関わりを続けながら、地方の伊勢信仰継続のための支援をおこなってきた。その一つは、各地で従来の伊勢講が再組織化される際の伊勢での受け皿、周旋人としての役を引き受けて、その依頼によって神宮大麻ではなく、両宮神楽殿で授与される大麻を地域へ送り続けてきた。また、旧檀家の参宮者を伊勢で受け入れ、案内宿泊などの支援を行いつづけた。その他に、地域からの特殊祈禱の神楽殿への取り次ぎ、さまざまな講社の動き、教学的な問い合わせなど、神宮神職ならではの情報をもとにサポートを行っている実態があった。また、旧檀家との関わりについては、従来から地域と関わりがあった一部手代がそのまま廻りなどの業務を継続したことが資料から分かり、岩井田家の伊勢講の関わりが後々まで継続された理由と考えられる。

以上のような経緯はありながらも岩井田家の資料には、社頭での授与大麻の価格改定、数量制限などの強化、また地域からは神宮大麻と授与大麻の違いについての問い合わせや、伊勢講

の廃止通知などが記録され、神宮大麻の全国頒布の体勢確立される経過のなかで、旧御師のたどった役割の変化を知ることができる。

藤樹と蕃山の経典(大学・孝経) 解釈の違いについて

鈴木 保實

藤樹(一六〇八―四八)と蕃山(一六一九―九一)の経典(大学と孝経)についての解釈の違いをみる。二人の出会いには岡田氏本藤樹年譜によれば寛永十八年冬(一六四一)、藤樹三十四歳蕃山二十三歳の時である。翌年四月まで、蕃山は業を受けた。(資料として、藤樹は「藤樹全集二」所収の大学蒙註・大学解・大学考・孝経啓蒙(岡田氏本)、蕃山は「蕃山全集三」所収の大学小解・孝経小解を使用。)

大学は藤樹が聖人への道を歩むことを決意させた書である。藤樹の思索は年とともに深化発展している。晩年期の藤樹と藤樹中年期入門の蕃山との違いは三綱領八條目の解釈にある。藤樹は明德・親民・至善を同体異名(大学蒙註、全二、二二頁。大学解、全二、二六頁)とし、「三綱本一綱、唯明德ヲ明ニスルニ極レリ。」(大学考、全二、一三頁)としている。蕃山は「至善は無極の理也。…止至善は明々徳親民の工夫の主宰也。」(大学小解、全二、一八三頁)とし、至善に止まることは明德を明らかにし民を親しむことの工夫の主宰であるとし、定靜安慮得は知止の後の日新盛徳の階級としている。この考えは藤樹と異なる。

八條目については、藤樹は「八條各別ノ見ヲ立テ講ズルコト